

藤 崎 町 障 害 者 活 躍 推 進 計 画

機 関 名	藤崎町（町長部局）
任 命 権 者	藤崎町長
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
藤崎町における 障害者雇用に関 する課題	藤崎町（町長部局）における令和元年6月1日現在の障害者の実雇用率は3.1%であり、法定雇用率を満たしている。 これまでも障害のある職員に対しては個別に対応してきており、大きな問題は生じていなが、今後は、町全体での障害者雇用の促進を図るため、人事異動に関する各機関との協議の中で人員の出向等を検討するなど、障害者向けの職務の創出・開発を進めていく必要がある。
目 標	
①採用に関する 目標	障害者である職員の雇用率について、各年度において当該年度時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
②定着に関する 目標	なし
取 組 内 容	
①障害者の活躍 を推進する体制 整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課庶務係に設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、サポート体制を充実させる。
②障害者の活躍 の基本となる職 務の選定・創出	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍 を推進するた めの環境整備・ 人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
そ の 他	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。